

# 全員協議会会議録

- 1 日 時 平成30年2月26日(月)  
13時30分開会 15時58分閉会
- 2 場 所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 大谷昭宣・桜井崇裕・北村光明・高橋政悦・佐藤幸一・原 紀夫  
口田邦男・中島里司・奥秋康子・安田 薫・西山輝和  
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員  
(1) 町長からの申し出事項について  
町長：阿部一男、副町長：金田正樹  
総務課長：小笠原清隆  
総務課長補佐：藤田哲也、総務課財政係長：佐藤弘基
- 6 議 件  
(1) 町長からの申し出事項について  
・平成30年度予算概要について  
(2) 議会活性化特別委員会からの報告事項について  
(3) 議員提出議案について  
・清水町議会委員会条例の一部を改正する条例  
(4) 清水町議会会議規則等運用例等の一部改正について  
(5) 清水町議会災害対策会議設置要綱等の制定について  
(6) 議会報告会と町民との意見交換会の実施について  
(7) 議会費の補正予算及び平成30年度予算要求について  
(8) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

加来議長：皆さんこんにちは。ただいまから全員協議会を開催する。平昌五輪も終わり、一段落したところで町長の申し出事項の来年度予算の概要について、また活性化特別委員会、議会運営委員会からの報告事項等について協議していくので、ご協力をよろしく願います。それでは早速議件に入っていく。

#### 議件1 町長からの申し出事項について

- ・平成30年度予算概要について

加来議長：最初に町長から挨拶をいただく。

阿部町長：平成30年度の当初予算案がまとまったので、全員協議会にて概要を説明させていただく。よろしく願います。

平成30年度の一般会計当初予算額は、文化センター大規模改修事業におよそ600,000千円を計上するなど9,410,000千円となり、平成29年度当初予算との対比は4.1%増となった。公共施設の老朽化に対応するための財政需要が増す中、安心して子育てができる環境づくりや定住支援策に重点を置きながら、防災・教育・福祉・医療の施策充実、さらには町内の産業基盤の維持、経済の活性化にも配慮し、予算編成を行った。また、平成28年台風10号災害の復興に向け、引き続き災害費の計上を行った。

後ほど総務課長・財政係長から平成30年度当初予算案の概要説明があるが、地方財政措置が伸びない中で各種施策の実施、公共施設の老朽化対応などに大きな予算を要し、大変厳しい予算編成となることから、公共施設建設等基金や財政調整基金などから繰入れをしている。また、文化センター大規模改修事業では地方債を活用するなど財政健全化の保持も十分考慮しながら予算編成を進めたので、ご理解のほどよろしく願います。

次に担当から説明をさせていただく。

加来議長：担当課長から説明を願う。

小笠原総務課長：新年度予算の概要について説明する機会をいただき、大変ありがとうございます。平成30年度予算案の概要について、さらに清水町中期財政推計を策定したので、その関連についても合わせて説明させていただく。

配付した資料1ページ目の総括表及び2ページ目の歳入歳出対比表について説明し、3ページ目以降の資料については、担当する財政係長の佐藤より説明する。なお、中期財政計画については、担当している藤田補佐から説明する。

最初に1ページ目。「1.平成30年度清水町予算(案)総括表」は各会計の予算一覧。一般会計と3特別会計、2企業会計の総額予算は13,116,895千円で、前年度の当初予算比較は17,995千円の増となり、率にして0.1%増額となった。災害費を除く肉付け予算後の比較では10,996,659千円で前年度対比821,236千円の増、率にして7.5%の増額。

各会計ごとの予算総額だが、一般会計予算総額については、先ほど町長から話があったとおり9,410,000千円、前年度比370,000千円の増額となり、率にして4.1%となった。また、一般会計から3特別会計と2企業会計に対する繰出金等の総額は594,969千円となり、前年度対比で32,871千円の減となった。一般会計の増減要因については、2ページ目で説明する。

特別会計だが、国民健康保険特別会計については、総額で1,354,000千円。保険者の広域化により予算構造が変わり、国からの納付金が直接収入されることから、予算規模が縮小となり、前年度比192,000千円の減となった。率にして12.4%の減。

次に後期高齢者医療保険特別会計だが、予算総額166,200千円で後期高齢者医療広域連合においてシステム機器の更新を行うことから、後期高齢者医療広域連合への納付金の増により前年度比2,200千円の増。率にして1.3%の増。

介護保険特別会計については、予算総額1,129,800千円で、報酬費用改定に伴う単価アップ、さらに介護認定者の増による保険給付費の増などで前年度比17,100千円の増。率にして1.5%の増。次に水道事業会計だが、収益的支出と資本的支出を合算し、予算総額は513,935千円。災害復旧工事取水口の本復旧工事や石山橋の河床配水管の本復旧工事等の完了により、前年度比182,665

千円の減。率にして26.2%の減。

最後に下水道事業会計。総額については542,960千円で、施設の長寿命化を推進するためストックマネジメント計画策定にかかる費用の計上等により、前年度比3,360千円の増。率にして0.6%の増額。

次に2ページ目、「一般会計予算(案)歳入歳出対比表」について、先ほど言ったとおり一般会計の総額予算は9,410,000千円。前年度比370,000千円の増だが、主な増減要因について説明する。

対比表の左側、歳入、1款、町税については、前年度比993千円の減。率にして0.1%の減。個人町民税が前年比12,000千円の増額となったが、固定資産税の評価替等により、土地・家屋による固定資産税の大幅な減額が見込まれることから、総体で減額となっている。

2款、地方譲与税から10款、地方交付税については、地方財政計画で示された率により、それぞれ算定している。なお、地方交付税については出口ベースで2%、321,300,000千円の減額となり、臨時財政対策債の減や経済対策費の特別加算の廃止を含め、180,000千円の減額を見込んでいる。

14款、国庫支出金については、災害復旧工事の事業の減額に伴い国庫支出金の減少により前年度比513,999千円の減。

15款、道支出金については、農地耕作条件改善事業、暗渠排水や除礫、土層改良、排水路工事等に関わる事業だが、これにかかる財源が国庫から道費補助に変わったことから64,086千円の増。

17款、寄附金については、いきいきふるさと寄附金が前年度については災害もあり、かなり多額の寄附をいただいたところだが、それが平常モードに戻り前年度比16,000千円の減額。

18款、繰入金については、前年度比98,000千円の増の478,000千円となっている。内訳だが、公共施設建設等基金からは御影の畑総償還に150,000千円、アイスアリーナ屋根等改修工事に49,500千円など238,500千円を繰入れし、いきいきふるさとづくりの基金からは35,000千円、農業後継者育成基金からは2,600千円、さらに老人福祉基金からは1,900千円を繰入れ、目的基金からの繰入総額は278,000千円となっている。また、財政調整基金からは200,000千円を繰入れし、合わせて478,000千円となっている。

21款、町債については、前年度比887,700千円の増。庁舎の非常用発電機設置事業や防災行政無線の更新事業、清掃センターリサイクル施設化事業、町営住宅建設、保育所等建設、さらに国営畑総の土地改良事業の償還金等々にかかる起債発行を予定しており、昨年度に引き続き1,000,000千円を超える起債発行を予定している。

次に歳出。主要な増減要因について、それぞれ額の大きな事業を何点か挙げていく。町債で触れた事業と重複する部分があるが、大きな事業だけ紹介する。

庁舎非常用発電機設置事業については、70,632千円の増。保育所建設事業については、33,031千円の増。清掃センターリサイクル施設化事業については、18,036千円の増。国営土地改良事業負担金償還事業については、614,053千円の増。町営住宅建設事業については、50,219千円の増。文化センター大規模改修事業だが、605,776千円の増額。

前年度から比較して減額となっている要因だが、1点目が平成28年度台風10号災害復旧事業、災害費だが961,000千円の減額。御影診療所リハビリ棟整備事業が終了したので14,612千円の減。スクールバス更新事業で20,911千円の減。町民野球場改修事業も終了し10,982千円の減額となっている。

予算編成全体の概要については、先ほど町長の挨拶と重複する部分があるが、地方交付税の減額や公共施設の老朽化対策に対する財政需要がこれから増大していく中で、子育てや教育・福祉・医療の施策を着実に進めるとともに、産業基盤である産業の維持、経済の活性化に配慮し予算編成を行った。

新年度予算については、先ほど説明した大型施設整備費用を予算計上するとともに、国営土地改良事業負担金償還事業において御影畑総事業の繰上償還予算を計上している。また、平成28年台風10号かかる災害復旧事業についても引き続き予算計上を行い、早期復旧に取り組んでいく。以上、簡単ではあるが私からの説明とさせていただきます。引き続き3ページ以降については、財政係長の佐藤から説明する。

佐藤財政係長：3ページ、4ページについては、「平成30年度一般会計予算(案)総括表」についてである。

3ページは、歳出予算にかかる款別予算、財源内訳、前年度比較を示す表となっている。下段にある平成29年度の比較の対小計については、災害費を除く通常収支との比較となっている。通

常収支で平成30年度予算は8,111,000千円となり、下段の平成29年度6,780,000千円、これの差額の1,331,000千円が対比となっている。1番下の比較、対合計については災害費を含んだ比較を掲載している。

次に4ページについては、一般財源の内訳と前年度の比較を表す表となっている。一般財源としての繰入金については、財政調整基金のこと。国庫支出金については、今回一般財源で30,918千円になっているが、公共土木災害復旧事業のうち平成29年度の決算に対する国庫負担金が年度間差額というかたちで一般財源化されることから30,918千円になっている。

次に5ページから12ページにかけては、一般会計・特別会計の主な事業一覧。なお、後ほど見ていただくが複数年度の実施計画となる大型建設事業などは一覧から抜き出し、16ページからの掲載となっている。

最初に5ページ、6番、地域公共交通確保事業については、高齢化が進む中、住民の日常生活の移動手段として、従来地方バス路線維持とコミュニティバスを運行してきたが、平成30年度は農村部の移動手段を確保するため予約型乗合タクシー、町外への移動手段として清水・帯広線のバスの運行事業へ助成を実施する。事業費は12,801千円。

次に13番、庁舎非常用発電機設置事業については、役場庁舎へ非常用発電機を設置するものである。災害本部となる役場庁舎への非常用発電機を設置するための事業費が70,632千円。この財源として地方債を活用して、実施する予定としている。

14番、防災行政無線更新事業。平成30年度については、電波調査と実施設計を行う。事業費については27,443千円。これも財源として、地方債を活用して実施する予定としている。

続いて18番、清掃センターリサイクル施設化事業については、ごみ処理広域化の際に、既存施設の煙突や焼却施設等を速やかに解体する必要がある。その解体に合わせて清掃センターをリサイクル化することで、国の交付金を活用することが可能となる。交付金を活用し、平成30年度にリサイクル施設化の計画支援事業委託を行うもの。平成30年度の事業費は18,036千円。財源は国庫支出金、町債を活用して行う。

次に6ページ、34番、町営住宅建設事業。御影さくら野地区に世帯向け町営住宅として1棟3LDK(2戸)を建設する。また、平成31年度に建設予定の1棟の実施設計を実施する。事業費合わせて50,219千円。財源として国庫支出金と地方債を活用して実施する予定。

35番、消防団員防火衣更新事業。消防団員の防火衣を更新する。事業費として10,302千円となる。

次に7ページ、18番、清水赤十字病院運営費助成事業については、救急医療や小児科医療など地域医療確保のための病院経営支援として助成を行う。事業費については100,000千円。

20番、健康ポイント事業については、健康寿命のまちづくりを目指し、健康づくりなどの活動に対し健康ポイントを付与し、町民の活動を支援する。ポイントについては、清水町ハーモニーカード商店会が発行するポイントを活用し実施する。事業費については、一般会計で840千円。介護保険特別会計においても介護予防ポイント事業として同様に実施する。

次に8ページ、10番、保育所建設事業。第一保育所、第二保育所を統合し、平成32年度開設予定の保育所に関する建設事業。平成30年度については、実施設計を実施する。事業費については33,031千円。財源として、地方債を活用して実施する。

19番、教育費父母負担軽減事業については、平成30年度から修学旅行における教育活動の一層の向上を図ることを目的に、児童・生徒の修学旅行経費の半額、小学生については上限10千円、中学生については上限30千円助成する。事業費については3,863千円。

次に9ページ、28番、小学校施設整備事業。事業としては、小学校煙突用断熱材改修工事と清水小学校地下タンクのコーティング工事となっている。小学校煙突用断熱材改修工事については、予算編成のあとに国の補正予算に伴い、先日国からの補助金の内示を受けた。平成30年度予算として計上させていただいているが、国の平成29年度補正予算の内示を受けたことで、この工事にかかる予算、委託料391千円、工事費35,677千円については平成29年度に前倒しさせていただき、補正予算として後ほど提案させていただく予定としている。

次に10ページ、21番、国営土地改良事業負担金償還事業については、昭和50年度から平成12年度まで約71,900,000千円の事業費をかけた国営土地改良事業を実施し、農業基盤整備の大きな効果をもたらしてきた。その償還が巨額な債務となっていた。今回その債務負担を軽減すべく北海道市町村振興基金貸付金の活用と分割による繰上償還を実施し、利子負担の軽減を図ることとした。全体事業としては614,053千円。なお、利子負担の軽減効果については、約200,000

千円となる。

次に11ページ、41番、観光振興助成事業については、清水公園を観光振興の起点として進めるため、観光協会の補助金拡充及び公園内施設の観光施設整備事業の助成というかたちで実施する。事業費は12,529千円。

次に文化・スポーツ、1番、文化センター大規模改修事業。平成30年度については、耐震診断の結果に基づく耐震改修工事並びに老朽化に伴う施設整備の第1期工事を実施する。事業費は605,776千円。財源として国庫支出金、地方債を活用し実施する。

以上、主な個別事業についての説明とする。

次に13ページ、一般会計繰出金等の内容。国民健康保険特別会計については、税込減によって軽減分が減り、繰出額が前年度から減っている。

次に14ページ、債務残高・基金残高の状況。平成19年度から平成30年度見込みまで、各年度状況を掲載している。債務負担行為残高については、平成30年度見込みで前年度平成29年度の見込みから大きく減っているが、これは御影畑総の繰上償還部分を実施することで減額になっており、その分財源として地方債を活用することで町債が増えるかたちになる。

次に15ページ、地方債・債務負担行為年度別償還予定表。これは平成30年度末残高見込み、年度別の償還予定を掲載している。

次に16ページから26ページについては、先ほど主要事業一覧で説明した部分。複数年度の実施計画となる大型建設事業について抜き出したもの。ここについては、後ほど見ていただきたい。最後27ページ、この表は参考ではあるが平成28年台風10号災害に係る災害復旧費の執行見込を掲載している。平成28年度決算額から平成31年度の執行見込額までの財源内訳を記載している表。1番下の総合計欄の財源区分の地方債706,300千円、1番右の一般財源の883,856千円、これを合計したのが、下の(参考)の上段、町負担額が1,590,156千円となる。その下段、地方交付税措置見込額は、地方交付税で措置される見込額を試算しており、その差し引きがその下の町の実質負担額(見込額)で、現在のところ239,641千円が町の実質負担額として見込んでいます。以上で、平成30年度の予算(案)に関する説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

加来議長：次に清水町中期財政推計について説明願う。

小笠原総務課長：清水町中期財政推計について、1ページ目の中期財政推計策定の趣旨・期間・会計の単位・前提等について私から説明する。

趣旨については、今後の財政需要が高まる中、経済状況の回復はなかなか厳しいものがある。さらに、国の地方財政状況も思わしくない。こういった中、健全な財政を運営していくためには、中期的な財政収支を試算した中での計画的な財政運営が必要。そういった趣旨から今回の推計計画を策定した。

推計計画については5年としている。期間については、地方財政措置や税制制度の改正などを考慮し、長期間ではなく5年程度の中間期間を設定している。

会計の単位だが、一般会計をベースとして推計した。

推計の前提等だが、現行制度の中で推計をしている。ただし、経済政策により大きな影響を受ける場合や状況変化により適宜見直しが必要な場合については、その都度行っていくかたちで推計を行った。

なお、試算内容については担当課長補佐の藤田より説明する。

藤田総務課長補佐：私から2ページ以降の説明をさせていただきます。

まず2ページ、財政推計における歳入の試算内容。総務課長より推計の前提等において、国の地方財政計画などを前提としている旨申し上げた。この推計期間中、いわゆる地方の一般財源総額は確保するという国の閣議決定方針のこと。今回の推計期間中は消費税率アップや地方交付税における交付税算入額の大きな変動、これはうちの町の特徴だが、だが、全体としては一般財源が国の制度改正等により大きく減少することは想定されていない。

各区分ごとの試算内容については記載のとおりであるが、主要な部分について触れる。

地方税については、固定資産税の平成30、33年度の評価替え、これら等を考慮し算出している。地方譲与税等については、平成31年度に新たに創設される森林環境譲与税について現時点での情報から試算し算出しているが、試算結果については2,000千円未満の小額な譲与税となる見込み。また、地方消費税交付金については、平成31年10月より消費税率2%引き上げが予定されている。2%のうち地方消費税分は0.5%引き上げとなる。この0.5%だが、交付金の交付額ベースで申し上げますと、29.41%増となる。従って、推計では平成31年度に地方消費税交付金は

23,000千円、平成32年度以降は55,000千円程度増加するものと見込んでいる。

地方交付税は、平成30年度の地方財政計画の出口ベースで2.0%減、大変厳しいという話を平成30年度予算の中でしている。また平成30年度については、本町においては公債費、借金払いの金額が大幅に減少する。前年度対比で大幅に借金返済額が減少する。これに伴い、交付税の算入額も大幅に減少になることから、先ほど申し上げた普通交付税2,600,000千円、特別交付税200,000千円、計2,800,000千円を平成30年度当初予算で計上する。また、平成31年度以降の地方交付税については、公債費の地方交付税算入額が逆に増加が起る。また、消費税アップに伴い交付金が増加するが、普通交付税においては逆に減額という現象が起る。これらの要素等を試算し推計の交付税額を算定しているところである。

国庫・道支出金については、歳出動向に連動しながら算定を行っている。

地方債についても歳出動向に連動し、地方債活用事業分を計上している。

その他収入については、道営農業基盤整備事業、いわゆる農家の基盤整備の道営事業と言われるもの、これに伴う受益者負担金の変動やごみ処理広域化に伴い清掃センター直接搬入分の手数料が減になるなど、こういった動きを算定しているところ。また、いきいきふるさとづくり寄附金については、平成30年度当初予算で64,000千円を計上している。推計期間中についても同額で推移させている。

次に3ページ、歳出に関する試算内容。概略の要点に触れるかたちで説明を申し上げる。

人件費については、職員の退職などを考慮し算出している。

公債費については、平成34年度までに発行する地方債の償還見込額を積算し算出している。公債費の将来動向については、後ほど7ページ債務償還等の推移見込みで詳細を説明する。

普通建設事業費・物件費・維持補修費・補助費等については、総合計画における実施計画の動向や予算編成時に各課から提出される資料等々を用いて歳出予算の動きを算出している。また、5、6ページに本財政推計期間中の主要事業見込みとして、歳出に大きな変動を生じる事業をピックアップしている。

なお、扶助費・繰出金・積立金・投資・出資・貸付金については、実績動向や平成30年度予算の編成過程などを考慮し算出しているが、推計期間中に大きな変動は生じない見込みになっている。

4ページについては、歳出の主要事業に触れた後に説明するので、先に5、6ページ。

5、6ページは財政推計期間中の事業費計上年度、事業費、財源内訳を記載した主要事業の一覧。平成30年度当初予算と一部重複する部分もあるが、若干触れていく。

平成30～31年度、防災行政無線更新事業、推計期間中事業費427,443千円。

平成30～31年度、保育所建設事業、事業費1,120,031千円。

平成30～31年度、文化センター大規模改修事業、事業費861,442千円。

平成30～32年度、町営住宅建設事業（御影さくら野地区3棟6戸）、事業費147,449千円。

平成30～32年度、清掃センターリサイクル施設化事業、事業費315,004千円。この清掃センターリサイクル施設化事業については、平成31年度にごみ処理が広域化する。その段階で清水町の焼却炉は不要なものとなるが、清掃センターに煙突がある。この煙突解体経費には200,000千円以上かかり、この財源をどのようにして工面していくか、リサイクル施設としてどのように残った場所を利用していくか検討を進めてきた。その上で、煙突を解体し施設を資源の一時保管場所、簡単に言えば倉庫みたいにしてしまう。これについては既存施設のリサイクル施設化ということで、環境省からの補助金、過疎対策事業債の活用ができることになり、今回実施するものである。煙突を壊すだけだと補助金も起債制度もないので、リサイクル施設化しながら財源を確保し、将来的にもリサイクルとして使えるような施設を広域化までつくり直していくというのが事業内容。

平成30～32年度、国営土地改良事業負担金（御影地区）繰上償還については、3年間で1,265,362千円。利子負担の軽減効果は平成37年度までで、200,000千円を超える利子負担軽減がある。詳細については、平成30年度主要施策シートに記載があるので、後ほど見ていただきたい。

6ページ、平成30～34年度、煙突用断熱材改修工事、平成30年度の清水・御影小学校、平成31年度の清水中学校については、財政推計の中で数字が入っているが、平成29年度国の補正予算で3校について補助金事業として採択された。採択通知が来た時には財政推計既に数字を固めていた状況なので、記載があることについてはご容赦いただきたい。この点については、財政推計に大きな変動を生じるものではないので、ご理解いただきたい。なお、平成32年度以降につい

ても煙突のアスベスト除去改修施設は町内に 21 施設あり、年間に 2 施設程度ずつ。これについては、今すぐやらなければならない施設ということではなく、劣化状況を見ながら実施時期を判断していくということ。

平成 30～34 年度、道営農業農村整備事業（町営育成牧場）については、草地改良・草地造成・牛舎等の施設整備等を道営事業で実施していく。総事業費は道予算ベースで 1,492,000 千円、町の負担については 25%で 373,000 千円となる。平成 30 年度予算では調査費として 3,240 千円を計上している。推計期間中、平成 31 年度から平成 34 年度までは記載どおりの負担金が生じる。また、事業そのものは平成 36 年度完了予定。財政推計期間中の 5 年間で事業費 264,490 千円。平成 30～34 年度、清水赤十字病院運営費助成事業、5 年間推計期間中の事業費 400,000 千円。平成 31 年度、十勝圏複合事務組合負担金、広域ごみ処理にかかる組合加入時の一時的な負担金、98,323 千円。

平成 33～34 年度、橋梁点検事業、橋梁について 5 年ごとの法定点検を行うものだが、2 年間の事業費 110,000 千円。

平成 33～34 年度、総合行政システム更新事業、いわゆる役場の基幹システムの更新事業。平成 36 年までの償還期間を設定したことから、推計期間中は 90,000 千円の事業費を予定している。以上が主要事業となるもの。

次に 4 ページ、先程歳入・歳出の主要事業を説明したが、これらの歳入・歳出を金額で表にしたものが清水町中期財政推計（一般会計ベース）。

平成 30 年度、歳入合計 8,932 百万円。これに対し歳出合計 9,410 百万円。基金取崩額 478 百万円。この取崩額のうち災害復旧事業費にかかる取崩額は 50 百万円。台風 10 号災害復旧事業費 1,299 百万円と文化センター大規模改修工事 1 年目などを含めた普通建設事業費 1,591 百万円。更に国営土地改良事業の繰上償還分の負担金として 592 百万円を実施していく予定であることから、940 百万円を超える大きな規模となっている。なお、平成 30 年度災害復旧事業費については、この大半が平成 28 年度の繰越明許費予算となっていたもの、平成 29 年度の現年度予算で計上していたが 3 月で減額補正を予定しているもの、これらの復旧事業が工事の進捗並びに国庫補助金配分との関係で平成 30 年度予算に再計上していることは特に留意いただきたい。

平成 31 年度、歳入 8,955 百万円に対し歳出 9,398 百万円、基金取崩額 443 百万円、そのうち災害復旧事業分の取崩額は 29 百万円。台風 10 号災害復旧事業費は予算計上最終年度となり平成 30 年度との比較では 1,270 百万円の大幅減となるが、一方で防災行政無線更新工事、保育所建設工事、文化センター大規模改修工事 2 年目、さらには清掃センターリサイクル施設化工事 1 年目と大型の普通建設事業の実施が予定されることから、普通建設事業費 2,728 百万円で平成 30 年度対比 1,137 百万円の大幅増となる。結果、9,398 百万円と平成 30 年度に引き続き大規模となる見通し。

平成 32 年度、歳入 7,001 百万円に対し歳出 7,354 百万円、基金取崩額 353 百万円、普通建設事業費が大幅に減少し 7,300 百万円台の規模となるが、歳出の公債費が 1,013 百万円と大きく増加する傾向。

平成 33 年度、平成 34 年度だが、この 2 年間それぞれ平成 32 年度を若干下回るような動きで、いずれも 7,000 百万円台前半を見込んでいる。基金取崩額についても 200 百万円台に留まる見通しとなるが、公債費については平成 33 年度は 1,072 百万円。平成 34 年度で 1,152 百万円となる見通し。

また、平成 30 年度から平成 34 年度まで 5 年間における普通建設事業費合計は 6,629 百万円。5 年間の地方債発行額は 6,120 百万円となる見通し。公債費については平成 30 年度の 636 百万円が従前からの最下点となり、平成 31 年度以降は上昇に転じていく状況になる見通し。

5 年間の全体像を簡単に申し上げると、台風 10 号災害復旧事業をほぼ平成 30 年度で終了し、平成 31 年度に施設老朽化対策、防災対策、これに大きな投資を行うというのが 5 年間の推計期間中の姿であると考えているところである。

表の下側には、これらの事業に伴う基金の推移を記載している。平成 30～34 年度までの各年度における積立金、基金取崩額を単純に加減して推移させたものが基金推移の上段。平成 30 年度末の基金残高 2,703 百万円。平成 31、32、33 年度末と減少し、平成 34 年度末の基金残高は 1,668 百万円となる。しかし、実際の基金残高は決算剰余等の変動が大きく関係する。これらの動きを捉えて、実態に近い試算値で推移を表したものが【参考】となっている基金推移の表。平成 30 年度末の基金残高は 2,932 百万円。平成 31、32、33 年度と減少するが、平成 34 年度は増加にな

る試算がされ、平成 34 年度末の基金残高は 2,815 百万円となる見通し。これが過去の決算剰余の状況等から試算をした基金残高の推移。

最後 7 ページ、公債費、国営土地改良事業償還負担金の推移を表した。債務償還等の推移見込みについて説明する。

各年度の規模、5 年間で 6,000 百万円を超える普通建設事業費、地方債発行という話をした。巨額な事業費と地方債発行で本町の財政が耐えられるのかという大きな疑問が生じていると思う。投資的経費については、世代間負担の公平の観点から、また交付税算入措置などの点からも地方債を活用しているが、過度の将来負担を残すことは財政危機の引き金になると考えている。従い、施設老朽化対策等の投資を行う上で最重要と財政が考えているのは、公債費の管理。

平成 34 年度までの地方債償還と国営土地改良事業償還負担金の合計の償還推移、さらに交付税算入差額などを記載した表について具体的に説明をしていくが、説明に入る前に交付税算入の仕組みを理解していただきたい点があり、別に配付した資料「【参考】緊急防災減災事業債・過疎対策事業債における交付税算入と償還年数」について見ていただきたい。

事例として上段が【緊急防災減災事業債による防災行政無線更新事業】、下段が【過疎対策事業債による文化センター大規模改修事業】。それぞれ地方債償還等交付税算入額、交付税算入差額を示している。

最初に上段、緊急防災減災事業債だが、無線機器更新については平成 30、31 年度合計 427,400 千円の地方債発行を予定している。償還年数は設備機器なので 10 年間。据え置きについてはなし。金利は 0.1% の想定。交付税算入率は 70% となるが、現行の地方債制度における算入方法は、理論償還方式 (20 年) というものである。表の元利償還計と交付税算入差額に注目をいただきたい。平成 31 年度は 2,767 千円の償還に対し、交付税算入差額、つまり借金返済が足りなく町の持ち出し、これが 2,734 千円持ち出しお金を払う。平成 32 年度は 43,156 千円に対し、町の持ち出し 42,643 千円となる。以降、平成 41 年度で償還は終了するが、交付税算入は平成 42 年度から平成 51 年度も続き、1 番右側合計、元利償還金は 429,665 千円、これに対する交付税算入額が 302,769 千円、交付税算入差額、つまり借金に対する町の持ち出しは 126,896 千円、算入率 70.5% となる。合計で算入率が 70% を超えるのは、民間資金の平均金利で交付税算入ケースが作られている。この特徴は、交付税算入率は 70% だが、平成 31~41 年度までの算入率は 1.2% から 46.4% と大変低くなる。簡単に申し上げると、最終的には 70% 交付税でバックするということが、償還年数と算入年数が異なることや当初の段階で交付税算入率を国が少ない数値で設定していることから、緊急防災減災事業債の場合は一時的に町の持ち出しが増加するという傾向が生まれる。

次に下段、過疎対策事業債。文化センター大規模改修事業では、平成 29~31 年度まで合計で 803,900 千円の地方債発行を予定している。償還年数は過疎対策事業債で 12 年間。据え置きは 3 年、金利 0.1% の想定。また、交付税算入率は 70% だが、この算入方法は元利償還金方式といわれ、各年度の償還額の 70% を当該年度交付税に算入する仕組みとなる。元利償還計と交付税算入差額に注目願う。平成 30 年度は利子のみの償還 23 千円に対し、交付税算入差額 7 千円。平成 31、32 年度は利子のみの償還だが、平成 33 年度から元金償還もあり、償還額 3,315 千円に対し、交付税算入差額は 994 千円。平成 34 年度は、66,934 千円の償還に対し、交付税算入差額 20,080 千円。以降、平成 43 年度まで償還が続き、1 番右の計では元利償還が 810,141 千円となり、交付税算入される額が 567,104 千円、交付税算入差額 243,037 千円、交付税算入率は 70% となる。過疎対策事業債については、償還期間中の算入率が 70% で均一になるのがこの起債の特徴。

いずれも公債費算入率は 70% という起債だが、防災行政無線機器更新の実質負担額は 126,896 千円。文化センター大規模改修事業の実質負担額は 243,037 千円となるが、平成 36 年度までの償還額を上段下段で比べて見ると、事業費実質負担の小さい無線機器更新のほうが大きくなる。こうした地方債制度には特徴があることを、7 ページの説明に入る前に留意いただきたい。

再び 7 ページをご覧ください。「1 公債費等の推移見込み、」について、上段は公債費の推移として、地方債の元利償還と交付税算入状況を示したもの。算入差額は地方債償還にかかる町の持ち出し。平成 29 年度 776 百万円の地方債償還に対し、180 百万円町が持ち出しし債務返済をしている。平成 30 年度は 636 百万円の地方債償還に 166 百万円。平成 31 年度からは、先ほど申し上げたが公債費が増えてくる。864 百万円の地方債償還に 290 百万円の持ち出し。平成 32 年度以降、毎年度償還額が増え、また交付税算入差額、持ち出し額も増加していく。平成 36 年度、償還額で 1,296 百万円、交付税算入差額が 479 百万円、ここがピークとなる見通し。平成 37 年



度は若干の減少。平成 38 年度には畑総負担金繰上償還に際し発行した地方債 903,300 千円、これらの償還が終了し一気に減少に転じる。償還額は 1,070 百万円に対し、町の持ち出し、算入差額は 275 百万円となる。平成 39 年度以降については、平成 34 年度以前債の地方債償還分をこの表は出しているの、当然減少していく。

中段、国営土地改良事業償還負担金の推移、いわゆる畑総償還金に対する償還状況と町の持ち出しを表している。平成 30、31、32 年度と繰上償還に伴い、その財源とする地方債を発行するが、これは公債費の推移に含まれるので、これを除き作った表。平成 29 年度、ここでは繰上償還のない通常償還で償還額は 222 百万円、これに対し 200 百万円を持ち出し畑総償還を行っている。平成 30 年度は繰上償還 1 年目となり、200 百万円の償還に対し、178 百万円の持ち出し。平成 31、32 年度と繰上償還を実施し、償還額も町の持ち出し額も徐々に減少していく。平成 33～37 年度まで償還額は 22 百万円だが、ほぼ受益者負担分、農家負担分だけの償還をすることとなり、町の持ち出しは 30 千円未満になる。畑総償還金については平成 37 年度で終了する。

下段、公債費と畑総償還を合算したものを示している。合計というのは債務負担行為、地方債、町の借金全体に対する状況を示したもの。平成 29 年度は 998 百万円の償還に 380 百万円町の財源を持ち出し償還している。平成 30 年度は 836 百万円の償還に 344 百万円の町の持ち出し。平成 31 年度以降、償還額は 1,000 百万円を超えてくる。町の持ち出しについても 400 百万円を超えて推移し、平成 36 年度が償還ピークの 1,309 百万円。この時点での債務に対する町の償還持ち出しが 479 百万円と見込んでいる。平成 37 年度は若干減少。平成 38 年度 1,070 百万円の償還に町の持ち出しが 275 百万円、ここで一気に減少する。平成 39 年度以降については、地方債同様減少となる。この表で注目いただきたい点は、公債費と畑総償還を合算した場合、平成 29 年度の持ち出しは 380 百万円。これに対し平成 38 年度の持ち出しは 275 百万円。100 百万円以上借金払いのための町の持ち出すお金が減少するという。更に平成 39 年度以降も減少が進んでいく。裏を返せば、畑総償還がびっくりするほど大きい、重たいという意味。また、公債費と畑総償還の合算では、平成 31～37 年度までの債務償還からの持ち出しが 400 百万円を超える。平成 31 年度 405 百万円、平成 37 年度 451 百万円まで超えている。この要因は先ほど説明した緊急防災減災事業債を活用すると一時的な償還圧が増加する。これらの増加。それから台風 10 号災害復旧事業費の償還、年間で債務持ち出しが 16 百万円程度になるが、これらの償還が平成 41 年度まで行う。緊急防災減災事業債は防災行政無線だけではなく、庁舎の非常用電源事業や消防庁舎を平成 26、27 年度に実施した。これも緊急防災減災事業債。償還圧が厚くなる傾向のある起債が主たる要因となり、400 百万円を超える期間が出てきている。こうした債務償還の推移から言えることは、一時的に地方債の特徴など町の持ち出しは増加するが、畑総負担金繰上償還に対する地方債返済、これが終わる平成 38 年度以降は一気に債務に対する町の持ち出しが軽くなる。公債費を管理・コントロールしていく上で財政担当としては、毎年度の償還額や地方債残高、これも若干気にする。本当に気にしているのは算入差額。それと、一時的なものとはいえ償還圧が上がりすぎないか。ここが公債費管理の上で最もチェックをしている点である。また、一般会計の算入差額に企業会計の借金に対する一般会計負担、一部事務組合の公債費に対する一般会計負担、これを加えたのが実質公債比率として議会に報告を毎年している数値となる。なお、平成 30 年度以降の実質公債比率についても推移を試算している。現状の地方財政措置ベースや算定ルールに基づき試算をした場合、平成 28 年決算時で 6.9%。現在 6.9%の実質公債比率は一時的な償還圧増を受け、徐々に上がりながら平成 33 年度で 10%程度、平成 35、36、37 年度では 12%台となることが見込まれる。平成 38 年度以降は減少し、平成 39 年度には再び 10%を切るというのが試算結果の見通し。

次に「2 地方債残高の推移見込み」について、平成 31 年度には 11,582 百万円。10,000 百万円を超える地方債残高となるが、毎年度の償還も進んでいくので、平成 35 年度以降 500 百万円程度の地方債発行をずっと繰り返した場合も、平成 37 年度に 8,000 百万円程度に残高は減ってくるという試算。

地方債制度の詳細な部分も含め説明した。難解な点も多々あったと思うが、一時的に公債費は上がるが確実に下がる見通しがあるといった公債費管理の基で、今回平成 30 年度に着手・工事をする保育所建設や文化センターの大規模改修といった大型起債事業を進めてきている。それから一時的な償還圧が増える。これらへの対応については平成 27 年度決算剰余金の際に、約 90 百万円を減債基金に積み立てることをしている。平成 28 年度剰余金では、災害に伴い 50 百万円ほど備荒資金に積み戻したので、減債には 13 百万円程度しか積み込まなかったが、減債基金を増加させ

ながら一時的な償還圧増にも備えていくという財政運営についても十分ご理解いただきたい。説明してきたが、おそらく再び財政危機に陥らないのか、平成 30 年度から 5 か年間でこれだけ借金し数字が出たが、そのあと何もできないのではないかと疑問はどうしても残るだろう。過去の状況を申し上げますと、平成 14 年度に将来の見通しが厳しい、行政改革に取り組み始めなければいけないという時の公債費償還額は 1,852 百万円。これに対し、交付税算入差額は 765 百万円。平成 17 年度、第二次行革といって基金が底をつくかもしれない、職員の給与、町民の皆さんにも大幅な削減を求めた。この時の公債費償還額は 2,062 百万円、交付税算入差額は 1,148 百万円。平成 20 年度は若干行革の効果が少し出て、公債費償還額が 1,242 百万円、交付税算入差額は 561 百万円。平成 23 年度は財政が少し回復してきたという話をさせていただけるようになった。この時で公債費償還が 1,019 百万円、交付税算入差額が 387 百万円。いずれも御影畑総償還金約 200 百万円の持ち出しは含んでいない。これだけ巨額な状況が過去にあった。今回の財政推計では、過去の財政危機の時とは交付税算入差額の規模が全く違う。畑総償還が繰り上げも含め終わっていく。借金に対する持ち出し、算入差額が引き下がる目途が確実にあるのが全く大きな違いであることを十分にご理解いただくよう願う。また、老朽化施設、この推計期間の中で取り組むほか、まだまだいくつもある。平成 35 年度以降もそういった償還に耐えうるのかという点だが、平成 35 年度以降も毎年道路整備、臨時財政対策、510 百万円の発行を毎年繰り返す。更に老朽化施設に今回の推計規模と同程度の地方債発行。これぐらいのものをやっても十分耐え得るだけの財政体力はあると試算している。平成 35 年度以降も十分体力はあるが、地方債発行のタイミングや一時的な償還圧や償還期間据え置き、交付税算入制度でこんな特徴があるなど十分注意していれば、平成 35 年度以降も私達の町は十分老朽化に対応していける状況まで債務状況が減ってきている。

一方では、公債費にかかる地方交付税算入は現状制度のままでも、それ以外の行政経費にかかる交付税の縮小や補助金制度の縮小など、財政措置がどんどん減っていく傾向も注視しながら平成 35 年度以降の投資については見極めていかなければいけないと思っている。人口減少時代の中で同程度の施設更新をしていく必要はどうか、施設整備以上に地域振興等の自立を求めることでもあるので、こういう点も加味しながら財政運営を図っていくということで、今後についても考えることを申し上げ、全ての説明を終える。

加来議長：説明を受けたことに対し、質疑・意見等あれば受ける。

(なしとの声あり)

加来議長：平成 30 年度予算概要についての説明を終える。

休憩し、執行側に退席願ってもよいか。

口田委員：その前に予算以外のことで少し執行側に尋ねたいことがある。

先に新聞報道であったことについて全く説明もないし、何もわからない。あの件についてはなしということで済まそうとしているのか、それを聞きたい。

加来議長：セクハラによる職員退職の件についてか。

口田委員：そう。

加来議長：答えられる範囲があれば、対応について何かあるか。

金田副町長：新聞報道で皆さん知ったかと思う。全員協議会等を開き、説明する予定もしていたが、新聞報道が早かった。それ以上、私から説明することはない。被害者のプライバシーを第一に十分守ることに配慮した結果、このような発表を避けさせていただいた。

口田委員：もちろんプライバシーの問題もあり、公に発表するのは私もどうかと思う。だが、全員協議会の中で、「こういう問題があったので以後、襟を正しこの問題に今後気をつける」という町長の一声があって然るべきではないかと思う。あったこと自体伏せてしまうことはどうかと思う。

金田副町長：私は、全員協議会は公だという捉え方をしているので、説明ができなかった。

口田委員：全くこの件についてはタッチしない、なかったことにするという考え方でいいのか。

金田副町長：なかったことにするのではなく、この件に関しそれぞれ処分もしているし、改めての発表というのは差し控えるということ。

口田委員：言わんとしていることはわかるが、あれだけ問題となり、処分についてもいろいろと疑問に思うことがある。公の場でなかなか発表できないこともわかるが、こういう問題が起きた以上、そんな簡単なことではない。退職したから終わりということで済む問題ではない。詳しいことを言わないにしろ、町長自らこれに触れ、今後襟を正してやっていくなど、何らかのことがあってもいいのではないかと思う。これをこのままで済ましたら、全てなしということになる。町長自ら、

こんなことがあり、細かいことは言えないが今後気をつけるというような一言があるべきではないかと思うが、その必要はないか。

阿部町長：今後、この場だけではなく議会も含め話す機会があれば、改めて議会開会中であってもそういう場を設けた中で説明もできる。その時にしっかりと私の思い、今後の対応策も含め答えていきたいと考えている。1番は被害にあった方のプライバシー。非常に微妙な点があり、公表する機会を逸してしまい、こういう対応になったということで了解いただきたい。

北村委員：被害者のことを配慮したことは十分理解できるが、これは当事者だけではなく、町自体が加害者の立場であるという認識が欠けているのではないかと。もう少し言うのであれば、任命責任もあり、町長並びに教育長あたりが謝罪のための記者会見を開くなど、今の時代背景でいくとそういう認識であってほしいし、町の立場として職員の綱紀粛正やこれを機に再発防止に向けての対策をするべきではないかと思う。今後については十分検討し、町民の期待を裏切らないようやっていただきたい。町民の半分以上は女性なので、そのことを忘れないでいただきたい。

加来議長：我々議会の基本的なことは、町の人事権までは踏み込めないが、職場としての対応などに関し、予算委員会や質疑の中で質していけばいいのではないかと。北村委員の言うようなことは、質疑の中でやっていけばいいのではないかと。それが議会の役割だと思う。ここで言うのではなく、執行側はプライバシーのことを考え処分等してきているので、それ以上のことは議会の質疑の中でやっていただければと思う。執行側から説明することがあれば、相談しながらやっていくということ。この件についてはこれでいいか。

(いいとの声あり)

加来議長：休憩する。執行側に退席願う。

【休憩 15:03】

(執行側退席)

【再開 15:18】

## 議件2 議会活性化特別委員会からの報告事項について

加来議長：再開する。議件2について、原委員長から説明願う。

原議員：議会活性化特別委員会から報告する。手元に「10項目の調査・検討結果に基づく要望に関する町長からの回答書」があると思う。記載のとおりであるが、このことを踏まえ今回の定例会等に行き届いた対応をしていただきたい。10項目の調査・検討結果については11月30日の全員協議会で説明し確認をしたところであるが、1つ目は一般質問の答弁書の提出、2つ目は初回質疑からの一問一答の導入、3つ目は広報広聴常任委員会の設置。この3項目について執行側と協議を行い、回答書のとおり了承を得た。3月定例会でしっかりと運営をしていただきたいと思うので、よろしく願います。

一般質問の答弁書の提出であるが、質問当日の朝に配付することになっているが、答弁書というのは資料であり、答弁の主旨を逸脱することはないが、執行側は一字一句答弁書のとおりにはならないと以前から言っているのだから、そのことを理解いただきたい。質問する我々側から見ると一般質問というのは、最高責任者である町長の所信を問う立場での質問なので、従前よくあるが、課長が一手に引き受け答弁しているというのが非常に多い。今回このような苦勞をして皆さんに決めてもらっているのだから、そのことを頭に置き最高責任者の所信を問う立場での質問をしていただくようお願いする。明日は一般質問の通告だが、執行側が答弁書を作る際に困ることがないように、きめ細かい答弁を求めるので、質問する側も質問趣旨をきちんと記載するなどの配慮を願いたい。また、答弁はあくまでも口頭で述べられた内容であるので、再質問の際「答弁書ではこのように書いてある」などの発言はできないことを確認したい。

初回質疑からの一問一答だが、今まで同様3回までであり、始めに質疑項目数を執行側は把握したいので、何項目の質疑があるかを最初に発言することになっている。その旨忘れないようお願いする。再質疑においても1点目の2回目の質疑あるいは1点目の3回目の質疑等々、わかりやすく質疑していただきたい。

広報広聴常任委員会の設置であるが、委員長が増えるので委員長報酬予算が増えるが、このことも執行側には了承をいただいている。広報紙の充実に向けページ数が増える、カラー化にしたい

などいろいろな要望があるが、その都度協議をしていくと了承していただいているので、ご理解を願う。

以上が、議会活性化特別委員会からの報告事項である。10項目の関係について執行側と協議した結果について伝えた。

加来議長：質疑・意見等あれば受ける。

中島委員：(2)は質疑における一問一答ということで、(1)のほうは一般質問ということで理解しているが、(2)については質疑だから、議案の質疑で回数として初回含め3回ということで、そのことについて今までの理解でいいのか。

原委員長：質疑の3回についての疑問か。

加来議長：質疑の仕方。

中島委員：(2)は一般議案の質疑について言っているわけで、従来は質疑の中で何項目か出てきた場合、例えば3項目出てきて答弁をいただき、1項目目が自分なりに理解できて2項目目、3項目目といく場合がある。今回は、3項目あったら3項目あると、それで1項目目はこの質疑であると言うことなのか。

原委員長：そのとおり。答弁者に明確に伝わるように、3問質疑させていただくと先に答弁者に伝え進めていくということ。

加来議長：11月の全員協議会でも説明したように、一般議題に関しては一問一答方式で1項目3回までが基本。一問ずつしていくので、例えばこの議件について3点聞きたいとあらかじめ言い、1点目について質疑をしそれを3回まで繰り返す。次に2点目に入り、2点目についても3回まで繰り返す。次の3点目を3回までという進め方をしていくということ。

中島委員：それについては異議はないが、答弁者の希望として出てきたことだと思うので、それを議会活性化委員会でも了解し、ここでそれぞれの委員が了解すれば、今議長からも補足があったような進め方になるという理解をしたいと思う。

原委員長：そのとおり。答弁者からの提案である。

加来議長：質疑の中で答弁を聞き、3回で終わらないこともあるかもしれない。そこは議会として柔軟に対応していかなければいけない。絶対に3回ということではなく。基本的にはこのようにと要望している。

その他に何かあるか。

(なしとの声あり)

加来議長：明日、一般質問を受けるので、答弁書も含めた中で対応を願う。

### 議件3 議員提出議案について

#### ・清水町議会委員会条例の一部を改正する条例

加来議長：続けて次の議件である「清水町議会委員会条例の一部を改正する条例について」の説明を原委員長から願います。

原議員：清水町議会委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表にご覧いただきたい。改正後と改正前について明記してある。改正後については、第2条(3)で、広報広聴常任委員会の人数と所管についてアイウエの4項目を提起している。第7条では、以前「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする」だったが、その後に但し書きとして、「広報広聴常任委員会に属する常任委員は、他のいずれかの常任委員を兼ねるものとする」を加える。このような内容で、今後議会に提案したいと思う。

加来議長：委員の選任方法についても説明願う。

原委員長：広報広聴常任委員会の委員の選任方法についても、議会活性化委員会の中で協議した。委員については、総務産業・厚生文教常任委員と重複になるので、両委員会から同数となるよう、それぞれ3人ずつの選出とし、議員間の活動量を平均化するため議会運営委員会の委員ははずした中で決めてほしい。自動的に決まることになるが、こういう決め方で進めたいとなったので、それぞれの委員会の皆さんには配慮を願いたいと思う。

加来議長：今の説明に対し質疑等があれば受ける。

中島委員：委員会の構成という中で、清水町議会会議規則等運用例の一部を改正する規程の新旧対照表70番に、「総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会の委員の選任に当たっては、議長は、あら

かじめ本人の希望を聴取し、調整の上会議に諮って決める」ということになっているが、新しく設置しようとしている広報広聴常任委員会については、本人の希望を関係なしということで誰が決めるのか。

加来議長：総務産業・厚生文教の委員から3名ずつ出していただく。議運の委員と重複しないことを前提に各常任委員会から出してもらう。

中島委員：原委員長が今言ったのは、広報広聴常任委員会に行きたいという人がいたら、その希望は受け入れられるということでもいいのか。

加来議長：3月の定例会でこの条例を議会で審議し、決定することが前提になっている。今までは総務産業と厚生文教については、希望を取ってやっている。それは同じであるが、その中で広報広聴常任委員会だけは兼務になり、それを前提に考える。総務産業と厚生文教から3名ずつ出して決めることになる。総務産業と厚生文教は変わらない。広報広聴だけ各常任委員会から3名ずつ出す方向で委員会を構成していくということ。

加来議長：ほかにあるか。

(なしとの声あり)

加来議長：この議案は3月定例会に提出するので、協力を願う。

#### 議件4 清水町議会会議規則等運用例等の一部改正について

加来議長：清水町議会会議規則等運用例等の一部改正について、議会運営委員会の高橋委員長から説明願う。

高橋委員長：手元に清水町議会会議規則等運用例の一部改正の資料があると思う。これについては、議会活性化特別委員会の調査・検討に基づき、初回質疑からの一問一答方式の導入、広報広聴常任委員会を設置するための文言の整理、更に議場音響設備の更新によりマイクが昔と違いスイッチが2つではなく1つなのでこれを整理した。内容は新旧対照表のとおり。また、広報広聴常任委員会の設置及び所掌事項の整理を行うため、新旧対照表のとおり議会運営委員会規程の一部改正を行い、更には広報広聴常任委員会の設置により、新旧対照表のとおり議会広報発行基本要綱及び議会広報発行細則の一部改正を行う。施行日については、会議規則等運用例の初回質疑からの一問一答方式の導入とマイクの発言スイッチの改正規定は3月定例会初日の3月6日、そのほかの改正規定は広報広聴常任委員会の設置と同日の3月12日に行いたい。

加来議長：今の説明に対し・意見・質疑等あれば受ける。

北村委員：清水町議会会議規則等運用例の一部改正する規程の新旧対照表でいくと、改正後の52「一問一答で行い、質疑の回数、質疑の項目ごとに会議規則の定める回数とする」となっている。この内容はいいが、執行側から回答内容(2)「質疑における一問一答は、質疑項目を予め把握したいので最初に質疑の項目数をお知らせ願います」との整合性はどうか。

加来議長：先ほど説明があったように、何項目についてあるということをお知らせする。

北村委員：項目数だけでいいのか。

加来議長：それは議会活性化特別委員会でも議論してこういうかたちにした。議会活性化特別委員会の中でも出たように、最初に何点と言ったほうが執行側は答弁の準備がしやすい。何項目についてと教えてほしいという執行側からのお願い。それを踏まえ、我々もそうしようと議会活性化特別委員会で決め、先程了承をいただいて、それを会議規則に反映している。

ほかに質疑あるか。

(なしとの声あり)

加来議長：この件についてはそのように改正するので、よろしく願います。

#### 議件5 清水町議会災害対策会議設置要綱等の制定について

加来議長：清水町議会災害対策会議設置要綱等の制定について、議会運営委員会の高橋委員長からまた説明願う。

高橋議員：清水町議会災害対策会議設置要綱等の制定について、お手元に「清水町議会災害対策会議設置要綱(案)」と「清水町議会災害時行動マニュアル(案)」が配付されていると思う。これは平成29年度の議会報告会と町民との意見交換会で、災害時は議員個々に動くのではなく、

マニュアル化したもので対応すべきであり、全員でどうするか条例に明記しておくことも必要。議員が得た情報を的確に伝えるべきである」との提言があったことを踏まえ、議会運営委員会で調査・検討を行い、「災害時は執行側と情報を共有し議会機能を維持しなければならないが、議員は立場を踏まえた行動を行う必要があり、議会の体制を含めた災害時行動マニュアル等の作成を検討する」と回答したことを踏まえ、これらの案を作成した。具体的にがちがちなものをつくってしまうと、かえって動きづらくなるので、新得町を参考にこのようなかたちで案を作成した。このとおりに制定していいか確認願いたい。災害の種類によっていろいろあると思うが、内容的には台風 10 号災害の取り組みに必要なだけだろうことを例にしている。本日は承いただければ、3月1日から施行したいと考えている。

加来議長：この件について質疑・意見等があれば受ける。

(なしとの声あり)

加来議長：皆さんに了承いただいたので、3月1日に施行する方向で準備していく。

## 議件 6 議会報告会と町民との意見交換会の実施について

加来議長：議会報告会と町民との意見交換会の実施について、議会運営委員会委員長の高橋委員長から説明願う。

高橋議員：例年行われている議会報告会と町民との意見交換会の実施について、年1回を基本にしている。平成30年度の開催日時・場所については例年通り5月下旬ということで協議した結果、清水地区が5月29日(火)午後7時から文化センター2階会議室、御影地区が5月30日(水)午後7時から御影公民館2階講義室になったので了承いただきたい。多くの方に参加していただくために早急に日時を決め、町民に周知したい。ほかの行事も入れられないように先手を打つということで、この日程を早く公開したいという結果になった。昨年テーマを設け、意見交換するかたちを取っている。平成30年度も同じようにテーマを各常任委員会で1つずつ出し、それを町民に知らせたいと考えている。3月定例会の会期中に各常任委員会で出していただくようお願いする。

加来議長：この件について質疑・意見等があれば受ける。

奥秋委員：確認だが、常任委員会が3つになったらどうするのか。3つそれぞれテーマを出すか。

高橋委員長：平成30年度について、3月12日から広報広聴常任委員会が発足したとしても、そこから会議してテーマを検討する時間の余裕がないと思う。全ての議員が所属する総務産業・厚生文教常任委員会でテーマを1つずつ出してもらおう。平成30年度のテーマについては、両委員会で検討してもらおうことで承していただきたい。

加来議長：ほかにあるか。

(なしとの声あり)

加来議長：この件については、3月定例会において議員派遣の決定を提案するので、協力願う。

## 議件 7 議会費の補正予算及び平成30年度予算要求について

加来議長：議会費の補正予算及び平成30年度予算要求について事務局から説明願う。

宇都宮係長：(議会費に関わる一般会計補正予算(第13号補正)の内容について説明：広報広聴常任委員会新設に伴う新委員長(3月12日就任予定)3月分の日割報酬の総額及び、1月2日木村好孝議員逝去に伴う後任の厚生文教常任委員長(1月12日就任)1月分の日割報酬の増額、議員1名欠員により2・3月の議員報酬の減額)

(平成30年度一般会計の議会費の概要について説明：(12月19日の全員協議会の際に説明した議会費の内容について、1月2日木村好孝議員逝去に伴い1名議員欠員による議員報酬・期末手当・共済費・費用弁償の減額)

加来議長：この件について質疑等があれば受ける。

(なしとの声あり)

加来議長：本会議、予算委員会で議会費の質疑はないように、これで皆さん了承いただいたということで協力願う。

## 議件8 その他

加来議長：事務局から今後のスケジュールについて報告願う。

佐藤局長：3月定例会の日程だが、明日第2回目の議会運営委員会で正式に決定になるが、先週の第1回目の議会運営委員会でおおよその日程を確認している。開会が3月6日(火)、一般質問については3月定例会から答弁書をいただく関係で、開会してから一般質問までの休会日を平日で2日増やすので、一般質問は翌週の3月12・13日(月・火)の予定。その後、予算審査特別委員会は2日半の予定。15日は中学校の卒業式があり、例年午前中は審査等を入れていないので15日は午後から。予算審査特別委員会は14・15・16日の日程で、15日の午前中を除き2日半で新年度予算審査をお願いしたいと思う。3月19日(月)は予備日。閉会日は3月20日(火)の予定。最終的には、明日の第2回目の議会運営委員会で決定になるが、1回目の議会運営委員会の段階ではそのような予定になっている。

加来議長：何か質疑等はあるか。

中島委員：先ほど広報広聴常任委員会が3月12日から云々といっていたが、その辺のことについて説明願いたい。

佐藤局長：広報広聴常任委員会の関係のスケジュールを説明する。先ほど原委員長から説明のあった議会委員会条例の改正を初日3月6日に提案したいと思う。条例提案し条例が可決されれば、そのあと町長のほうで公布手続を行わないと効力が発生しない。可決いただいたあと公布手続に入る。次の本会議が3月12日になり、その日の一般質問の前に広報広聴常任委員の選任を本会議で行いたいと考えているので、施行日は3月12日と考えている。あくまでも委員の選任は本会議なので、一般質問の前段で委員の選任をし、3月12日から正式に広報広聴常任委員会をスタートしたいと考えている。

加来議長：ほかにあるか。

(なしとの声あり)

加来議長：ほかに皆さんから何かあるか。

(なしとの声あり)

加来議長：午後から長時間にわたり全員協議会に協力いただき、ありがとうございました。これで全員協議会を終了する。